

## 倉敷市水道局建設工事等請負業者指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事，漏水調査業務等（以下「局発注工事」という。）について，公正かつ適正な契約の履行を確保するため，入札参加資格を有する者（共同企業体を含む。以下「登録業者」という。）に対して行う指名停止等の措置について定めるものとする。

(指名停止)

第2条 倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は，登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは，倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号）に規定する建設工事委員会における局長委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て，情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め，指名停止を行うものとする。

2 前項の規定による指名停止期間の始期は，委員会の決定のあった日とする。

3 管理者は，当該指名停止に係る登録業者が現に一般競争入札に入札参加表明をしているときは，当該登録業者を入札に参加させないものとし，当該登録業者を現に指名しているときは，その指名を取り消すものとする。

4 前3項の規定にかかわらず，警察，公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し，公共工事等からの暴力団等の排除，談合防止等に貢献したと認められる場合には，指名停止期間を短縮し，又は指名停止をしないことができるものとする。

5 現に指名停止期間中の登録業者について，別件により指名停止を行う場合の起算日は，現に行っている指名停止期間の満了日の翌日とする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 管理者は，前条第1項の規定により指名停止を行う場合において，当該指名停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは，元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め，当該下請負人について指名停止を行うものとする。

2 管理者は，前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは，当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め，当該共同企業体の構成員（明

らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。) について、指名停止を行うものとする。

- 3 管理者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る登録業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 登録業者が一の事案に付き別表に規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち最も長い期間をもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき(次号に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第7項から第12項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第7項から第12項までの措置要件に該当することとなったとき。

- 3 管理者は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 管理者は、登録業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 管理者は、指名停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 管理者は、指名停止の期間中の登録業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第5条 管理者は、指名停止の決定をしたときは、当該登録業者に対し遅滞なく通知するとともに当該指名停止を行う登録業者名、期間、理由等を公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 管理者は、指名停止の期間中の登録業者が、局発注工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 管理者は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(指名留保)

第9条 管理者は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき又は第2条第1項の規定による審議に相当の期間を要する等特別の事由があるときは、当該登録業者の指名を留保することができる。

2 管理者は、当該指名留保に係る登録業者が現に一般競争入札に入札参加表明をしているときは、当該登録業者を入札に参加させないものとし、当該登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 第1項の規定により指名を留保した登録業者に対し同一事由により指名停止を行う場合の起算日は、指名を留保した日とする。

4 第1項の規定により指名を留保する場合の留保の期間は、事実の確認ができるまでの間とする。

5 第1項の規定により共同企業体に対して指名を留保する場合は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

6 第1項の規定により指名を留保する場合は、第5条から第7条までの規定を準用する。

(指名停止事案の報告)

第10条 工事担当課の長は、登録業者又はその使用人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに水道総務課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日）

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第2条，第4条，第9条，第10条関係）

	措 置 要 件	期 間
1	<p>(安全管理等の措置の不適切により生じた事故)</p> <p>局発注工事の施工に当たり，安全管理等の措置が不適切であったため</p> <p>(1) 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月から 12 箇月まで</p> <p>1 箇月から 6 箇月まで</p>
2	<p>(安全管理等の措置の不適切により生じた事故)</p> <p>県内において，局発注工事以外の工事の施工に当たり安全管理等の措置が不適切であったため</p> <p>(1) 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月から 6 箇月まで</p> <p>1 箇月から 3 箇月まで</p>
3	<p>(粗雑工事)</p> <p>局発注工事の施工に当たり，故意又は過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月から 6 箇月まで</p>
4	<p>(契約違反)</p> <p>局と締結した請負契約等に違反し，請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月から 6 箇月まで</p>
5	<p>(関係法令違反)</p> <p>県内において，建設業法（昭和24年法律第100号）等建設工事関係法令に違反したことにより，監督官庁から行政処分を受けたとき。</p>	<p>1 箇月から 12 箇月まで</p>
6	<p>(関係法令違反)</p> <p>県内において，労働基準法（昭和22年法律第49号）等</p>	<p>1 箇月から 12 箇月まで</p>

	労働関係法令に違反したことにより，労働基準監督署から送検されたとき。	
7	<p>(独占禁止法違反)</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し，建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p> <p>(1) 局発注工事の場合</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合</p>	<p>9 箇月から 36 箇月まで</p> <p>3 箇月から 18 箇月まで</p>
8	<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>次に掲げる者が局発注工事において競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で，前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 登録業者の使用人で，一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>9 箇月から 36 箇月まで</p> <p>6 箇月から 24 箇月まで</p> <p>3 箇月から 12 箇月まで</p>
9	<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>次に掲げる者が局発注工事以外で競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>3 箇月から 12 箇月まで</p> <p>2 箇月から 12 箇月まで</p> <p>1 箇月から 12 箇月まで</p>
10	<p>(贈賄)</p> <p>次に掲げる者が局及び倉敷市の職員に対して行った贈賄の</p>	

	<p>容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>8 箇月から 12 箇月まで</p> <p>6 箇月から 12 箇月まで</p> <p>4 箇月から 12 箇月まで</p>
11	<p>(贈賄)</p> <p>次に掲げる者が県内の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>3 箇月から 9 箇月まで</p> <p>2 箇月から 6 箇月まで</p> <p>1 箇月から 3 箇月まで</p>
12	<p>(贈賄)</p> <p>次に掲げる者が県外の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>2 箇月から 6 箇月まで</p> <p>1 箇月から 3 箇月まで</p>
13	<p>(反社会的行為)</p> <p>次に掲げる者が，公務執行妨害，職務強要，恐喝，暴力行為，詐欺，横領等反社会的行為をしたことにより逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>2 箇月から 12 箇月まで</p> <p>2 箇月から 12 箇月まで</p> <p>1 箇月から 12 箇月まで</p>
14	<p>(虚偽記載)</p> <p>局発注工事の請負契約に係る競争入札において，入札参加資格審査申請書，競争参加資格確認資料その他入札調査資料</p>	<p>1 箇月から 6 箇月まで</p>

	に虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
15	<p>(その他)</p> <p>1 から 1 4 までに掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札において、担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 局発注工事の施工に当たり、職員の指示に正当な理由もなく従わない行為</p> <p>(4) 局発注工事に関し、脅迫的・暴力的言動により職員を畏怖・威圧する行為</p> <p>(5) 局発注工事に関し、職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、職員の職務を妨害する行為</p> <p>(6) 主任技術者、監理技術者、現場代理人等について、虚偽の届出をする行為</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が不正又は不誠実な行為として認めた行為</p>	1 箇月から 12 箇月まで